

心の健康問題等に関する相談事業実施要領

1 目的

この要領は、職場の心の健康づくり対策のすすめ方並びに管理監督者及び健康管理の担当者からの心の健康問題等に関する様々な相談について、専門的立場から助言を行うことにより、職場における心の健康づくり対策の推進に寄与することを目的とする。

2 相談日時 月曜日～金曜日 10:00～17:00

原則として1時間程度、予約制とする。

3 実施場所 大阪市役所 地下1階 健康管理室

4 相談員 総括産業医、健康管理担当医及び保健師

5 相談者 管理監督者、衛生管理者、衛生推進者、安全衛生推進者 等

6 相談内容

- (1) 心の健康問題を抱える職員の対応方法
- (2) 心の健康づくり対策のすすめ方
- (3) その他

7 相談要領

- (1) 相談希望者は、総務局人事部人事課厚生グループあて相談日を予約する。
- (2) 予約した日時に相談者は実施場所に来室する。
- (3) 相談終了後、相談者は状況に応じてその内容を各職場の健康管理を担当する者（産業医・衛生管理者等）に報告し、今後の適切な対応につなげる。

8 プライバシーの保護

- (1) 所属内での情報収集や利用にあたっては、関係法令を順守し、プライバシーの保護に努める。
- (2) 相談票をはじめ健康情報が記載された文書等の取扱いには十分留意し、衛生管理者や安全衛生推進者等が整理・保管を行う。
- (3) 相談員は、職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

9 その他 この要領の詳細事項については、別途定めるものとする。

10 実施日 平成17年10月1日 (直近改正 令和4年4月)